

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第57号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年大田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（福祉医療費助成関係事務）」に改め、同条中「別表第1の」の次に「1の項に規定する」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、大田市福祉医療費助成条例施行規則第5条第3項、第4項、第5条の2第2項及び第6条第1項に規定する大田市福祉医療費助成事業の医療証等の交付、却下及び更新の審査に関する事務とする。

第3条を次のように改める。

（外国人生活保護関係事務及びこれに利用する情報）

第3条 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に定める事務とする。

2 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、生活保護

法に準じて行う生活に困窮する外国人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条各号に定める事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に係る当該各号に定める情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。